

関西イノベーション国際戦略総合特区について

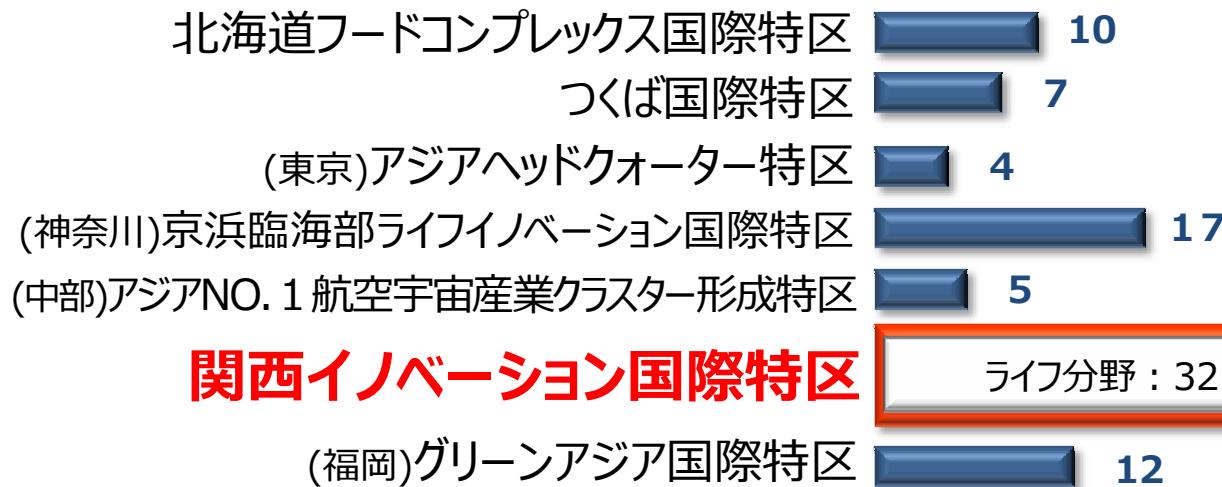
- 総合特区法に基づきH23年12月に指定
- 関西イノベ特区は9地区で構成



関西イノベーション国際戦略総合特区の成果(第10回計画認定時点)

2

認定プロジェクト



全国トップ!

ライフ分野: 32
グリーン: 8
インフラ・
共通: 6

* H26年6月末時点

認定案件

規制の 特例措置 等 要望

- ・関空における薬監証明手続きの電子化
- ・外国人医師等の臨床研究修練制度の修練期間の延長 ⇒ 5案件
- ・**PMDA関西支部の開設 等**

特区への投資総額
631億円*

金融支援

- ・利子補給金制度の活用 ⇒ 12案件

* H26年3月末
時点把握分

税制優遇

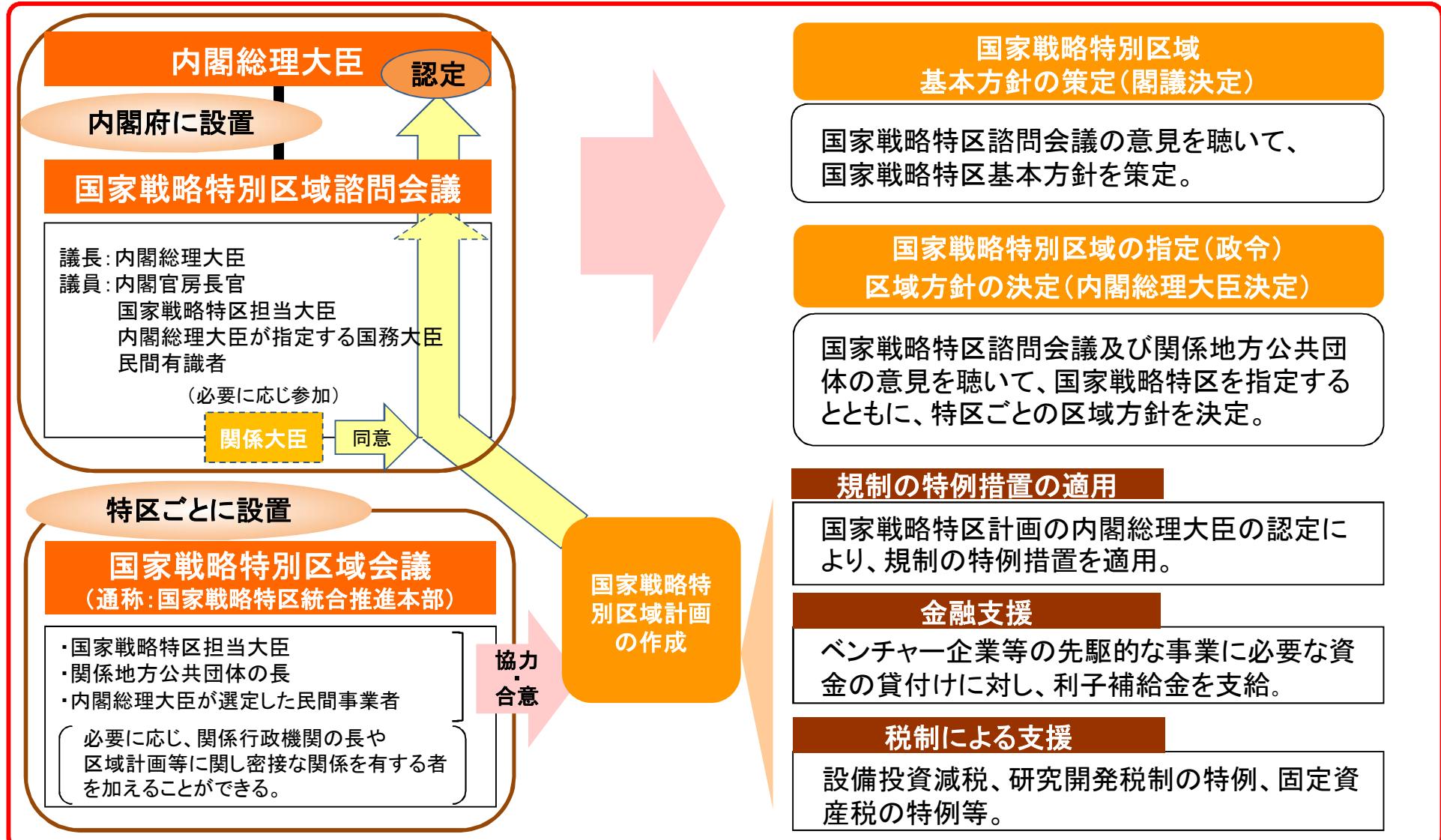
- ・設備投資による法人税の軽減 ⇒ 43案件

財政支援

- ・総合特区推進調整費等の活用による事業推進 ⇒ 27案件

国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



関西圏国家戦略特別区域の概要

対象区域

大阪府、兵庫県及び京都府の全域

目 標

- ◆ 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じて、再生医療を始めとする先端的な医療品・医療機器等の研究開発・事業化を推進
- ◆ チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を備えた国際都市を形成

実施分野

医療、雇用、都市再生・まちづくり、教育、歴史的建築物の活用

認定事業

下記区域計画の認定(平成26年9月30日時点)

(1)保険外併用療養に関する特例 関連事業 (下記①～③)

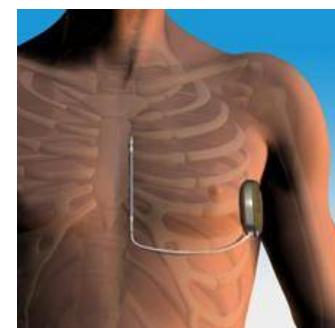
米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等で、日本においては未承認又は適応外のすべてを対象として、スピーディーに先端医療を提供できるようにするもの。

(2)国家戦略特別区域高度医療提供事業(病床規制に係る医療法の特例) (下記④)

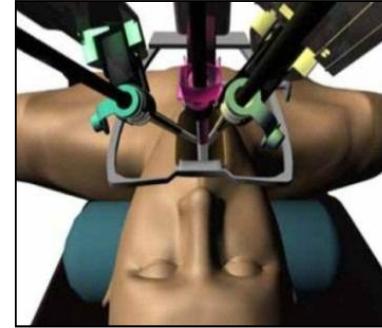
先端医療振興財団が世界初のiPS細胞を用いた臨床研究である網膜再生治療をはじめ、最先端の医療技術の実用化促進等を図るため、「(仮称)神戸アイセンター」内に眼科病院(新規病床30床)を開設するもの。



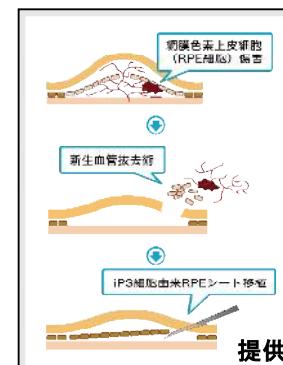
①卵巣癌治療薬
【大阪大学医学部附属病院】



②皮下埋込み型除細動器
【国立循環器病研究センター】



③咽喉頭癌に対する経口的
ロボット支援手術法
【京都大学医学部附属病院】



提供：理化学研究所

④iPS細胞を用いた網膜再生
(滲出型加齢黄斑変性)
【先端医療振興財団】

特区制度を活用した関西・医療分野の目指す今後の方針

国際戦略総合特区

- ・PMDA関西支部創設をはじめ、着実にイノベーションの芽が成長中。
→税制優遇や財政支援措置などは引き続き活用見込みあり。

国家戦略特区

- ・岩盤規制の改革が主たる目的の”国家戦略特区“に指定。
→全域で再生医療等の医療イノベーションの発展を図る条件が整った。

両制度を有効かつ一体的に活用

【今後の方針】

医療分野における、関西の高いポテンシャルを最大限活用し、産業活性化と国際競争力の強化をはかり、产学研官で課題を再確認しながら、取組みを進めていく。

